

☆平成29年度の雇用保険料率が決定

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が、国会で可決・成立しました。
これにより、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの雇用保険料率は、
以下のとおりとなります。

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
(28年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
(28年度)	5/1,000	8/1,000	5/1,000	3/1,000	13/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000
(28年度)	5/1,000	9/1,000	5/1,000	4/1,000	14/1,000

※枠内の下段は平成28年度の雇用保険料率

☆育児休業が2歳まで可能に（平成29年10月1日から）

上述の「雇用保険法等の一部を改正する法律案」には、育児・介護休業法の改正
（10/1 施行）も含まれています。原則1歳までである育児休業を6カ月延長しても
保育所に入れない場合等に限り、さらに6カ月（2歳まで）の再延長が可能となり、
併せて育児休業給付の支給期間も延長されることとなります。

労働・社会保険手続、給与計算代行、労務コンサルなど、お気軽にご相談ください。